

第5章 審議会等の活動状況

第1節 金融審議会

I 金融審議会の構成（別紙1～2参照）

II 2020事務年度の開催実績

1. 総会・金融分科会合同会合

- (1) 第44回総会・第32回金融分科会合同会合（2020年9月11日開催）
（別紙3参照）
- (2) 第45回総会・第33回金融分科会合同会合（2021年2月8日開催）
（別紙4参照）
- (3) 第46回総会・第34回金融分科会合同会合（2021年6月25日開催）
（別紙5参照）

2. ワーキング・グループ等

(1) 市場ワーキング・グループ

開催実績：2020年7月以降、2回にわたり、開催。

メンバー：（別紙6参照）

報告書：

- ・「市場ワーキング・グループ報告書－顧客本位の業務運営の進展に向けて－」（2020年8月5日公表）（別紙7参照）

(2) 銀行制度等ワーキング・グループ

開催実績：2020年9月以降、7回にわたり、開催。

メンバー：（別紙8参照）

報告書：

- ・「銀行制度等ワーキング・グループ報告－経済を力強く支える金融機能の確立に向けて－」（2020年12月22日公表）
（別紙9参照）

(3) 市場制度ワーキング・グループ

開催実績：2020年10月以降、11回にわたり、開催。

メンバー：（別紙10参照）

報告書：

- ・「市場制度ワーキング・グループ第一次報告－世界に開かれた国際金融センターの実現に向けて－」（2020年12月23日公表）（別紙11参照）
- ・「市場制度ワーキング・グループ第二次報告－コロナ後を見据

えた魅力ある資本市場の構築に向けてー」(2021年6月18日
公表)(別紙12参照)

(4) 最良執行のあり方等に関するタスクフォース

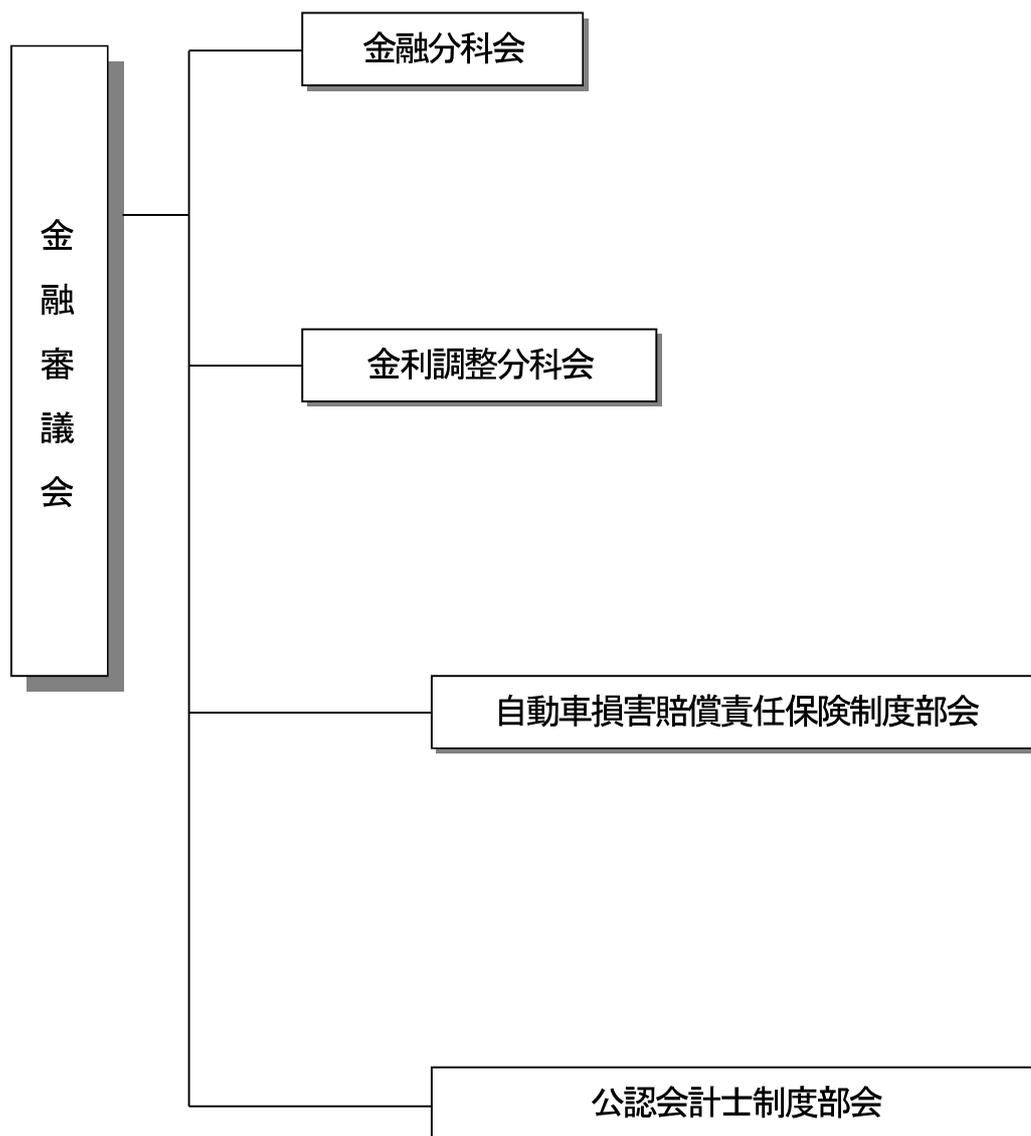
開催実績：2020年12月以降、4回にわたり、開催。

メンバー：(別紙13参照)

報告書：

- ・「最良執行のあり方等に関するタスクフォース報告書」(2021年6月2日公表)
(別紙14参照)

金融審議会の構成



金融審議会委員名簿

令和3年6月25日現在

会 長	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
委 員	井村 和夫	日本労働組合総連合会総合政策推進局総合局長
	岩下 直行	京都大学公共政策大学院教授
	翁 百合	株式会社日本総合研究所理事長
	川口 恭弘	同志社大学法学部教授
	河村 芳彦	日立代表執行役専務CFO
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	河野 康子	一般財団法人日本消費者協会理事
	小林 いずみ	ANAホールディングス株式会社社外取締役
	佐古 和恵	早稲田大学基幹理工学部教授
	佐々木 百合	明治学院大学経済学部教授
	原田 喜美枝	中央大学商学部教授
	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
	松井 智予	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授
	山本 眞弓	弁護士(銀座新明和法律事務所)
	吉戒 孝	福岡キャピタルパートナーズ会長
	渡辺 安虎	東京大学大学院経済学研究科教授

[計18名]

(敬称略・五十音順)

第44回金融審議会総会・第32回金融分科会 議事次第

日時：令和2年9月11日（金）14：30～16：00

場所：中央合同庁舎第7号館9階905B会議室
及び オンライン形式

1. 開会
2. 政務挨拶及び諮問
3. 諮問事項にかかる報告等
4. 金融行政方針について
5. 討議
6. 閉会

第45回金融審議会総会・第33回金融分科会 議事次第

日時：令和3年2月8日（月）16：00～17：30

場所：中央合同庁舎第7号館9階905B会議室
及び オンライン形式

1. 開会
2. 政務挨拶
3. 会長互選
4. 諮問事項にかかる報告等
5. 国際金融センターの推進について
6. 「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書について
7. 討議
8. 閉会

第46回金融審議会総会・第34回金融分科会 議事次第

日時：令和3年6月25日（金）10：30～12：00

場所：中央合同庁舎第7号館9階905B会議室

及び オンライン形式

1. 開会
2. 政務挨拶及び諮問
3. 諮問事項にかかる報告等
4. 討議
5. 閉会

「市場ワーキング・グループ」メンバー名簿

2020年8月5日現在

座長	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授	
委員	池尾 和人	立正大学経済学部教授	
	上田 亮子	株式会社日本投資環境研究所主任研究員	
	上柳 敏郎	弁護士(東京駿河台法律事務所)	
	鹿毛 雄二	ユージン・パシフィック代表	
	加藤 貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
	神戸 孝	FP アソシエイツ&コンサルティング株式会社代表取締役	
	黒沼 悦郎	早稲田大学法学学術院教授	
	駒村 康平	慶應義塾大学経済学部教授	
	島田 知保	専門誌「投資信託事情」発行人兼編集長	
	高田 創	岡三証券株式会社グローバルリサーチセンター理事長 エグゼクティブエコノミスト	
	竹川 美奈子	LIFE MAP 合同会社代表	
	佃 秀昭	株式会社企業統治推進機構代表取締役社長	
	永沢 裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会世話人	
	中野 晴啓	セゾン投信株式会社代表取締役会長 CEO	
	野尻 哲史	合同会社フィンウェル研究所代表	
	野村 亜紀子	株式会社野村資本市場研究所研究部長	
	林田 晃雄	読売新聞東京本社調査研究本部主任研究員	
	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授	
	宮本 勝弘	日本製鉄株式会社代表取締役副社長	
オブザーバー	消費者庁	財務省	日本銀行
	日本取引所グループ	日本証券業協会	投資信託協会
	日本投資顧問業協会	信託協会	全国銀行協会
	国際銀行協会	生命保険協会	

(敬称略・五十音順)

金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書「顧客本位の業務運営の進展に向けて」概要（2020年8月5日）

- 「顧客本位の業務運営に関する原則」の策定から3年が経過する中、その定着状況を検証し、**更なる進展**を目指す。
- **認知判断能力が低下した高齢顧客やその家族等に対して**、顧客本位の観点から、**安心で利便性の高い対応**を充実。

「顧客本位の業務運営に関する原則」（2017年3月策定・公表）

- 国民の安定的な資産形成の実現に向けて、金融事業者は本原則を採択し、その取組の「見える化」により、顧客がより良い金融商品・サービスを選択するメカニズムの実現を図る（「プリンシプルベースのアプローチ」）。

【7つの原則】

1. 顧客本位の業務運営に関する方針の策定・公表等

2. 顧客の最善の利益の追求

3. 利益相反の適切な管理

4. 手数料等の明確化

5. 重要な情報の分かりやすい提供

6. 顧客にふさわしいサービスの提供

7. 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等

顧客本位の業務運営の更なる進展

- **「原則」の具体的内容の充実**：実効性を高めていくため、原則により求められる具体的な取組（原則の注記）に以下を追加
 - ・顧客のライフプラン等を踏まえた業横断的な商品の提案及び商品提供後の適切なフォローアップの実施
 - ・金融商品の組成に携わる金融事業者による想定顧客の公表
 - ・リスクや手数料、利益相反等の情報を比較できるよう、各業者・商品毎の共通の情報提供フォーム（「重要情報シート」）の導入
- **「原則」の一層の浸透・定着**：金融庁において、事業者の取組状況等を「原則」の項目毎に比較可能な形で公表
- **不適切な販売事例の効果的な抑制**：法律上の誠実公正義務や適合性原則の内容を明確化するため監督指針を改正

超高齢社会における金融業務のあり方

- **認知判断能力等の低下した顧客への対応**：以下について、金融業界において指針等を策定
 - 代理人等取引のあり方 ○福祉関係機関等との連携強化 ○高齢顧客対応の好事例の集約・還元等
- **デジタル技術を活用した個々の認知判断能力や状況に応じた制度の精緻化の研究**
- **本人以外でも金融契約の有無を照会できるシステムの検討**

「銀行制度等ワーキング・グループ」メンバー等名簿

2020年9月30日現在

座長	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
メンバー	岩下 直行	京都大学公共政策大学院教授
	大庫 直樹	ルートエフ(株)代表取締役
	翁 百合	(株)日本総合研究所理事長
	小倉 義明	早稲田大学政治経済学術院教授
	加藤 貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	河野 康子	一般財団法人日本消費者協会理事
	後藤 元	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	坂 勇一郎	弁護士(東京合同法律事務所)
	高田 創	岡三証券(株)グローバル・リサーチ・センター理事長 エグゼクティブエコノミスト
	西原 里江	JP モルガン証券(株)株式調査部エグゼクティブディレクター
	野崎 浩成	東洋大学国際学部グローバル・イノベーション学科教授
	村岡 隆史	(株)経営共創基盤代表取締役マネージングディレクター
	森下 哲朗	上智大学法科大学院教授
家森 信善	神戸大学経済経営研究所教授	
オブザーバー	全国銀行協会 全国地方銀行協会 第二地方銀行協会 国際銀行協会 全国信用金庫協会 全国信用組合中央協会 生命保険協会 日本損害保険協会 財務省 日本銀行 預金保険機構	

(敬称略・五十音順)

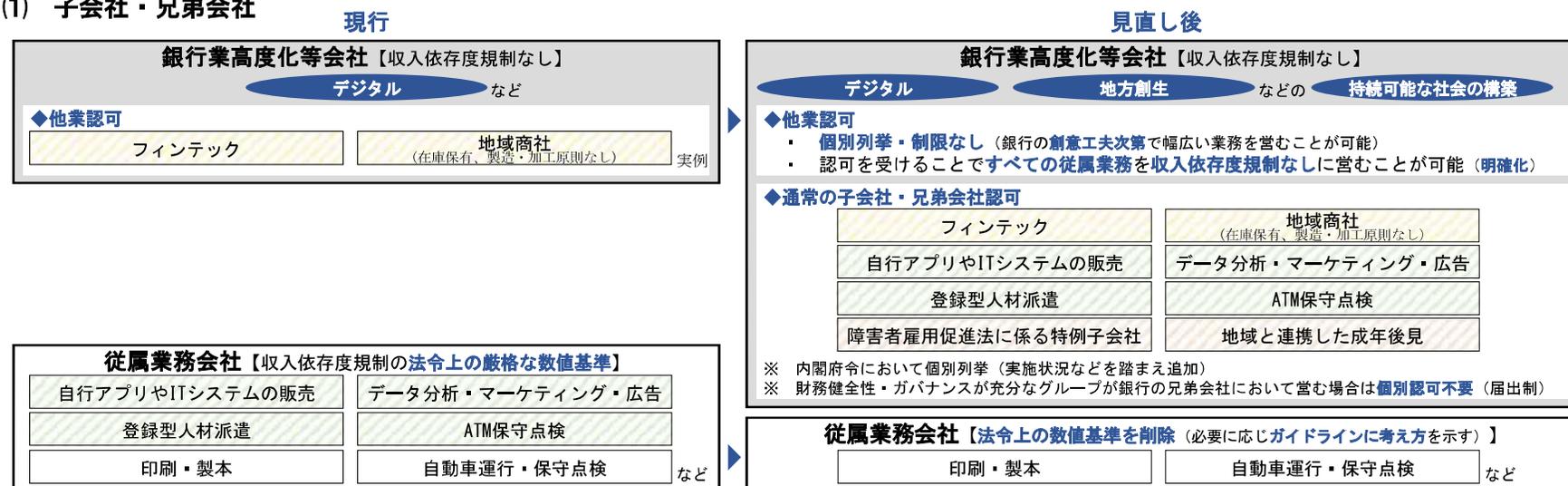
銀行の業務範囲規制等の見直し（案）

- ポストコロナの日本経済の回復・再生、デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に向けて、銀行規制を抜本的に見直す。
- 預金者保護の観点から、兄弟会社・子会社を中心に規制を緩和。また、資金調達（預金）が公的なセーフティネットで保護されている点などにおいて銀行は一般事業会社に対する優位性を有していることを考慮。

デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築

業務範囲規制

(1) 子会社・兄弟会社



(2) 銀行本体

- 銀行業の経営資源を活用して行う範囲において、銀行本体が営むことも可能に

自行アプリやITシステムの販売	データ分析・マーケティング・広告	登録型人材派遣	幅広いコンサル・マッチング	※ 内閣府令において個別列挙（実施状況などを踏まえ追加）
-----------------	------------------	---------	---------------	------------------------------

(3) 出資規制（5%・15%ルール）

- 投資専門会社によるコンサル業務を可能に
- 事業再生会社・事業承継会社やベンチャービジネス会社の出資可能範囲・期間の拡充
(早期の経営改善・事業再生支援や、中小企業の新事業開拓の幅広い支援を可能に)
- 非上場の地域活性化事業会社について、事業再生会社などと同様に議決権100%出資を可能に

国際競争力の強化

(4) 外国子会社・外国兄弟会社（外国金融機関等の買収に係る環境整備）

- 買収した外国金融機関の子会社である外国会社について、現地の競争上必要性があれば、現地法令に準拠する限り継続的な保有を認めることを原則に
- リース業や貸金業を主として営む外国会社について、迅速な買収を可能に

資金交付制度の創設（案）

<p>目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人口減少地域等においてポストコロナの地域経済の回復・再生を支える金融機能を維持する
<p>対象 金融機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合併・経営統合その他の抜本的な事業の見直しを行う地銀等[※] ■ 資金交付を受けようとする地銀等は、資金交付の申請時に経営強化計画を策定・提出 <p>※ 人口減少地域を主たる営業地域とし、特に経営環境の厳しい先</p>
<p>交付額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業の見直しに必要な追加的な初期コスト（システム投資等）の一部
<p>財源</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 預金保険機構の利益剰余金[※]を活用 <p>※ 金融機能強化勘定^(注)。資本参加行からの配当収入の内部留保分</p>
<p>監督 ・ モニタリング</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ ポストコロナの地域経済の回復・再生に資する経営基盤を構築できるか審査し、5年間進捗をモニタリング
<p>申請期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 5年間（申請期限：2026年3月末）

(注) 金融機能強化法に基づく資本参加に関する業務を經理する勘定。

「市場制度ワーキング・グループ」メンバー名簿

2021年6月18日現在

座長	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
委員	有吉 尚哉	弁護士(西村あさひ法律事務所)
	井口 譲二	ニッセイアセットマネジメント(株)フューチャレポート・ガバナンス・ワーキンググループ 執行役員 統括部長
	上柳 敏郎	弁護士(東京駿河台法律事務所)
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	佐々木百合	明治学院大学経済学部教授
	武田 洋子	三菱総合研究所シンクタンク部門副部門長兼政策・経済センター長
	野村亜紀子	野村資本市場研究所研究部長
	原田喜美枝	中央大学商学部教授
	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
	松尾 健一	大阪大学大学院高等司法研究科教授
	松岡 直美	ソニーグループ(株)執行役員 (日本経済団体連合会 金融・資本市場委員会 資本市場部会長)
	松本 勝	VISITS Technologies(株)代表取締役 (日本経済団体連合会 スタートアップ委員会 スタートアップ政策タスクフォース座長代理)
	森下 哲朗	上智大学法科大学院教授

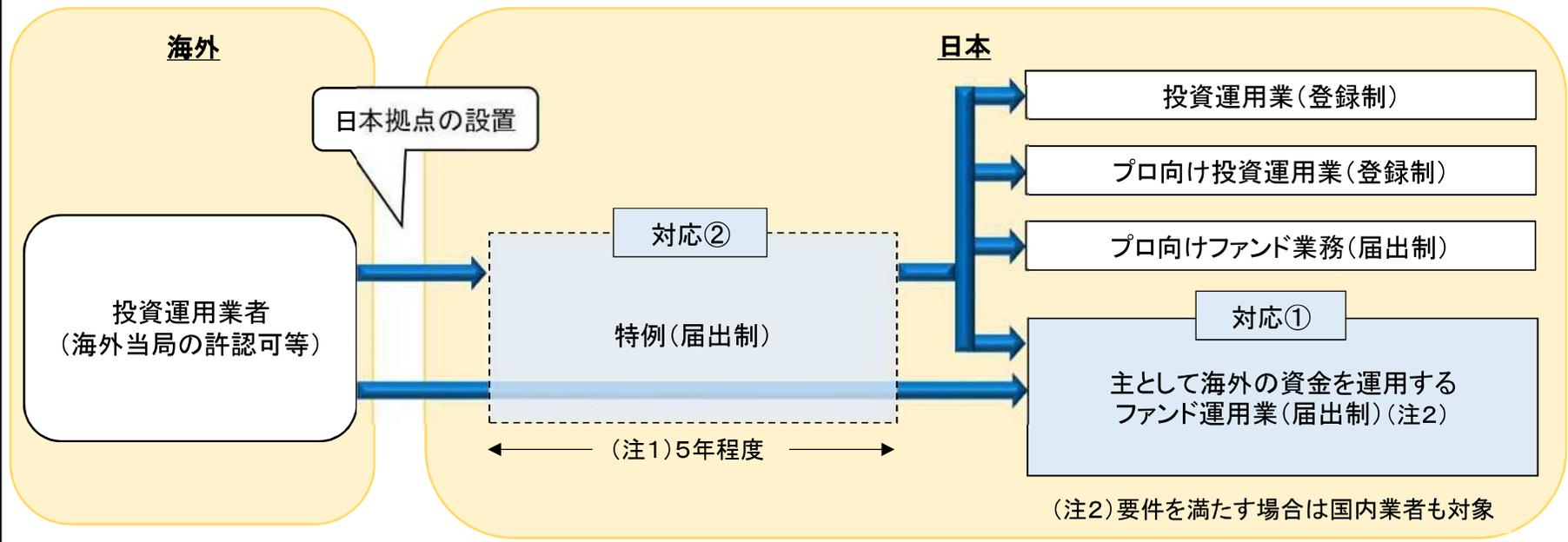
オブザーバー 全国銀行協会 国際銀行協会 日本証券業協会
日本プライベート・エクイティ協会 日本ベンチャーキャピタル協会
日本取引所グループ 財務省 経済産業省 日本銀行

(敬称略・五十音順)

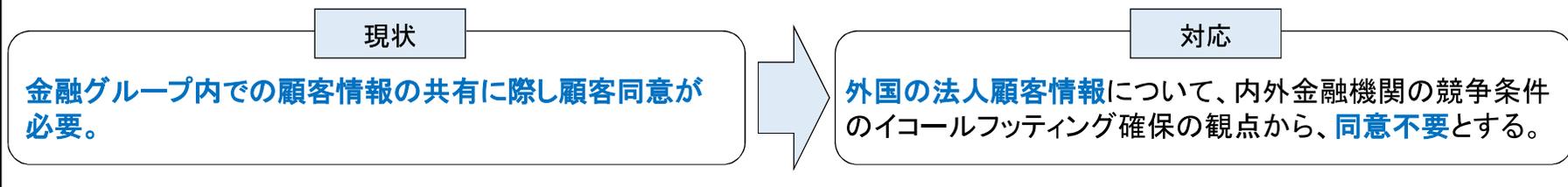
我が国資本市場の「国際金融センター」としての機能発揮に向け、以下の制度整備を行う。

(1) 海外の投資運用業者等の受入れに係る制度整備(法律事項)

- ① 主として海外のプロ投資家(外国法人や一定の資産を保有する外国居住の個人)を顧客とするファンドの投資運用業者
- ② 海外において当局による許認可等を受け、海外の顧客資金の運用実績がある投資運用業者(海外の資金のみ運用)について、簡素な手続(届出)による参入制度を創設(②は時限措置(3~5年程度))。



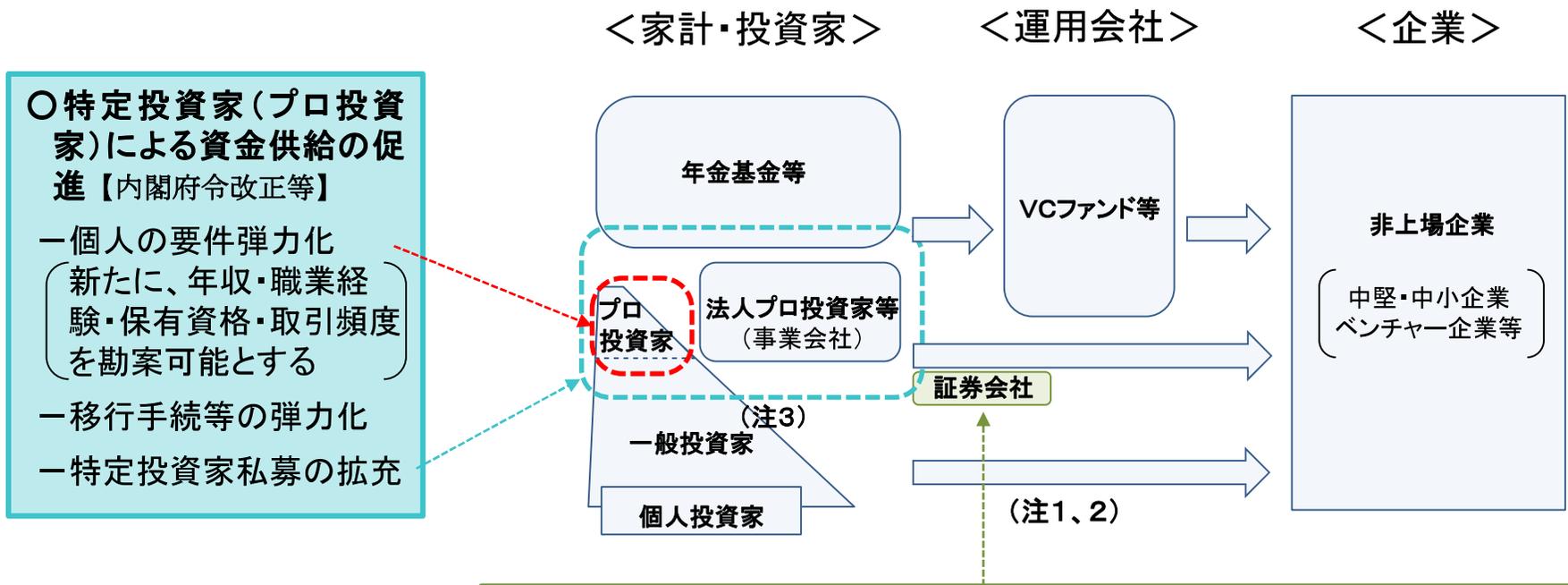
(2) 外国の法人顧客に関する銀証ファイアウォール規制の緩和(府令事項)



成長資金供給の円滑化

(別紙12)

一般投資家の保護を徹底しつつ、プロ投資家がリスクテイクを行いやすい環境を整備する観点から、非上場企業に対する成長資金の円滑な供給に向け、以下の制度整備を行う。



○特定投資家(プロ投資家)による資金供給の促進【内閣府令改正等】

- 個人の要件弾力化
(新たに、年収・職業経験・保有資格・取引頻度を勘案可能とする)
- 移行手続等の弾力化
- 特定投資家私募の拡充

○非上場株式のセカンダリー取引(流通市場)の環境整備【日証協規則改正】

- 証券会社による特定投資家向け勧誘規則を整備
- 株主コミュニティ制度において特定投資家を参加勧誘対象に追加

(注1) 株式投資型クラウドファンディング制度の更なる機能発揮【政令改正等】
発行総額(1億円未満)算定方法の見直し、特定投資家の投資上限額(50万円)の撤廃

(注2) 東証ベンチャーファンド市場の利用活性化【東証規則改正】

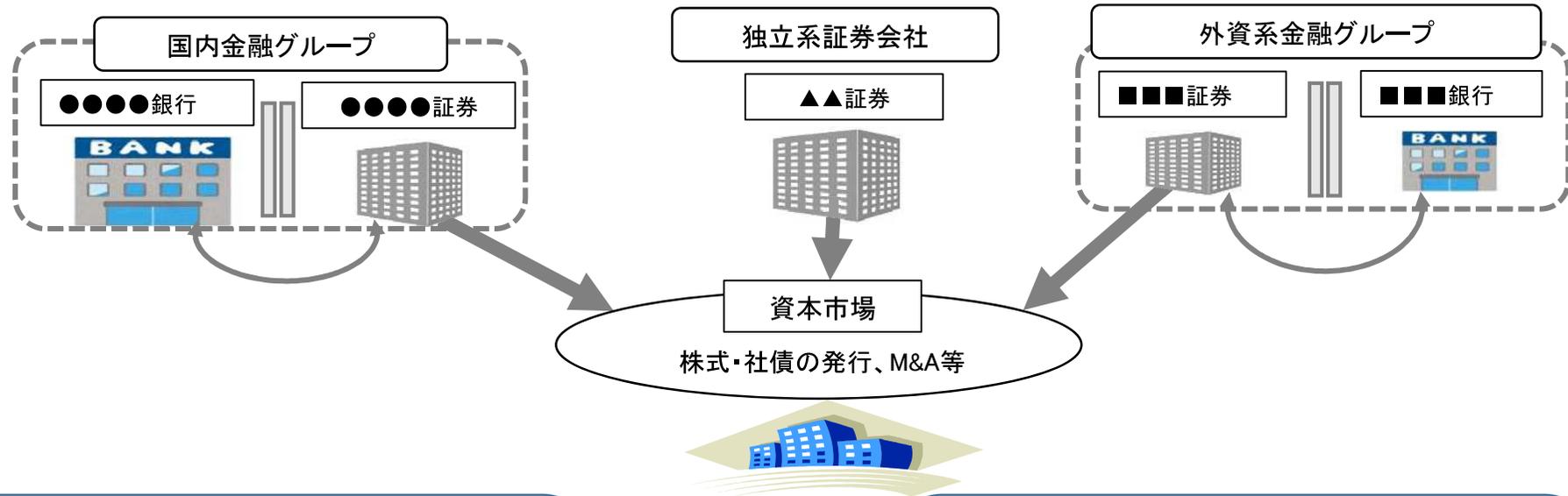
(注3) 少人数私募の人数通算期間の見直し【政令改正】

銀証ファイアーウォール規制の見直し

- 顧客へのより高度なサービス提供、国際競争力向上等の観点から、上場企業等^(注1)について抜本的に規制を見直し
- 併せて、顧客情報の適切な保護、優越的地位の濫用防止等の観点から、情報管理規制等を見直し

※銀証ファイアーウォール規制:金融グループ内の銀証間で、顧客の非公開情報を同意なく共有することを禁止する規制

＜証券会社の顧客サービスと情報共有(イメージ)＞



規制の見直し

- 上場企業等の顧客情報をグループ内銀証で共有する場合、事前同意不要
※企業からの「停止の求め」には対応必要
- 同意取得の場合もデジタル化可
- ホームベースルール^(注2)の撤廃

弊害防止措置の実効性強化

- 顧客情報管理: 銀行に証券会社と同等の規制 (法人関係情報に係る行為規制)
- 利益相反管理: グローバルスタンダードを踏まえた実務の高度化
- 優越的地位の濫用防止: 当局によるモニタリングの強化 (公取委との連携等)

(注1) 中堅・中小企業については、優越的地位の濫用を受けやすい立場にあることを踏まえ、引き続き検討

(注2) 銀行・証券会社の兼職者について、いずれか一方の非公開情報にしかアクセスできない等の規制

「最良執行のあり方等に関するタスクフォース」メンバー等名簿

令和3年5月18日現在

座	長	黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
メ	ン	藍澤 卓弥	藍澤証券(株) 代表取締役社長
バ	ー	上柳 敏郎	弁護士(東京駿河台法律事務所)
		内田 修一	ニッセイアセットマネジメント(株) トレーディング部長
		宇野 淳	早稲田大学大学院経営管理科教授
		梅野 淳也	ブラックロック・ジャパン(株) トレーディング・レンディング&リクイディティ部長
		辛島 利泰	野村証券(株) グローバル・マーケット企画部マネージング・ディレクター
		神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
		久保 哲郎	フィデリティ投信(株) 執行役員 法務・コンプライアンス本部長
		清水 葉子	福井県立大学経済学部教授
		清明 祐子	マネックス証券(株) 代表取締役社長
		横山 淳	(株)大和総研主任研究員
オブザーバー		日本証券業協会	国際銀行協会 (株)日本取引所グループ
		札幌証券取引所	名古屋証券取引所 福岡証券取引所
		ジャパンネクスト証券(株)	チャイエックス・ジャパン(株)

(敬称略・五十音順)

金融審議会 市場制度ワーキング・グループ 最良執行のあり方等に関するタスクフォース報告書 概要 (2021年6月2日)

最良執行方針等に関する現行制度の概要 (2005年に導入)

○ 最良執行方針等: 金融商品取引業者等が有価証券等取引に関する顧客の注文を最良の取引の条件で執行するための方針及び方法

⇒ 現状、価格のみならず、コスト、スピード、執行可能性等さまざまな要素を総合的に勘案
(原則として「主たる取引所」に注文を取り次ぐと最良執行方針等に記載する金融商品取引業者等が多い。)

制度導入後の環境変化及び課題

制度導入後の環境変化

○ 私設取引システム(PTS)のシェアが徐々に増加。また、SOR(注1)が普及 ⇒ 価格重視の注文執行が可能

投資家保護上の課題

- ① 様々なタイプのSORがあり、一部に利益相反構造
- ② 一部の高速取引行為者によるレイテンシー・アービトラージ(注2)の可能性

(注1) Smart Order Routing。複数の取引施設から最良価格を提示している取引施設を検索し注文を執行するシステム

(注2) 時間差から生じる複数の取引施設間の価格差を利用した投資戦略

個人投資家にかかる最良執行方針等における価格重視

個人投資家について、原則として、より価格を重視

- 顧客が個人投資家である場合について、
- ・ 主として価格面以外の顧客の利益を考慮する場合、その理由を最良執行方針等に記載を義務付け
 - ・ ダークプールを使用する場合、その理由を最良執行方針等に記載を義務付け

投資家保護上の課題への対応

①SORの透明化

- SORを使用する金融商品取引業者等に対して、
- ・ SORによる注文執行ルールを最良執行方針等に記載を義務付け
 - ・ 価格改善状況を最良執行説明書に記載を義務付け

②レイテンシー・アービトラージへの対応方針等の明確化

- ・ レイテンシー・アービトラージへの対応方針・対応策の概要を最良執行方針等に記載を義務付け

(注文回送リポート(ペイメント・フォー・オーダー・フロー)については、今後の状況等の変化に応じ、適切かつ機動的に対応。(日本では実例が確認されておらず、米国では規制の見直しの途上。)

第2節 自動車損害賠償責任保険審議会（別紙1～2参照）

自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿

(令和3年1月18日現在)

会 長	藤 田 友 敬	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委 員	甘 利 公 人	上智大学法学部教授
	大 野 澄 子	弁護士
	鹿 嶋 伸 行	全国共済農業協同組合連合会代表理事専務
	川 口 伸 吾	一般社団法人日本損害保険協会自賠責保険特別委員会委員長
	京 井 和 子	NPO法人いのちのミュージアム事務局
	高 倉 明	全日本自動車産業労働組合総連合会会長
	高 松 伸 幸	全日本交通運輸産業労働組合協議会事務局長
	田 島 優 子	弁護士
	中 林 真 理 子	明治大学商学部教授
	浜 島 和 利	一般社団法人日本自動車会議所保険特別委員長
	細 川 昭 子	弁護士
	唯 根 妙 子	消費者機構日本 常任理事
特別委員	江 原 茂	損害保険料率算出機構専務理事
	桑 山 雄 次	全国遷延性意識障害者・家族の会代表
	坂 口 正 芳	一般社団法人日本自動車連盟副会長
	寺 田 一 薫	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
	長 島 公 之	公益社団法人日本医師会常任理事

(敬称略・五十音順)

令和3年1月18日
 金融庁

第142回・第143回自動車損害賠償責任保険審議会の開催結果について

1. 令和3年1月13日午前10時00分から第142回自動車損害賠償責任保険審議会、本日16時00分から第143回自動車損害賠償責任保険審議会、それぞれが開催されました。
2. 第142回自動車損害賠償責任保険審議会においては、令和2年度料率検証結果の報告が行われました。報告された損害率(※1)は次のとおりです。

(単位：%)

契約年度	令和2年度	令和3年度
前回(令和2年4月) 改定時予定損害率	118.3	
令和2年度検証結果 による損害率	110.3	110.2

(※1) 損害率 = (支払保険金 / 収入純保険料) × 100

審議の結果、今後の料率のあり方については、次の3点を踏まえて、令和3年度より、自賠責保険の収入と支出が見合う料率水準とすることが適当であるとの方向性が示されました。

- ・ 保険収支の状況を見た場合、交通事故の減少等により、損害率については110%程度と、前回の基準料率改定時の想定以上の黒字となっていること
- ・ 保険契約者への還元を活用される滞留資金の残高は、増加傾向にあること
- ・ 新型コロナウイルスの影響により、今年度上半期において事故が減少し、その分滞留資金が増加したこと

3. 第143回自動車損害賠償責任保険審議会においては、前回審議会で示された方向性に沿って、損害保険料率算出機構から届出のあった新たな基準料率に関して諮問が行われました。審議の結果、新たな基準料率を本年4月1日より適用することなどについて了承されました。

4. 新たな基準料率は、全車種等の平均で6.7%の引下げ(現行基準料率比)となります。例えば、自家用乗用自動車2年契約の保険料(※2)は、20,010円となります。(現行基準料率の同契約の保険料は21,550円で、現行基準料率比で7.1%の引下げとなります)

(※2) 離島以外の地域(沖縄県を除く)

(参考) 諮問に対する答申、議事要旨、及び議事録については後日公表します。

お問い合わせ先

 金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)
 監督局保険課(内線 3859、2657)

第3節 企業会計審議会

I 企業会計審議会の構成

企業会計審議会（会長：徳賀芳弘 京都先端科学大学理事・経済経営学部長）は、会計を巡る事項、監査基準の設定、その他企業会計制度の整備改善について調査審議などを行うこととされており、その下に、会計部会、監査部会、内部統制部会の各部会が設置されている。（別紙1参照）

II 2020 事務年度の審議状況

1. 第48回監査部会（2020年9月29日開催）

第48回監査部会以後に開催した企業会計審議会は、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、オンライン会議での開催となった。有価証券報告書等における財務諸表以外の情報である「その他の記載内容」に係る監査人の手続の明確化や、リスク・アプローチの強化を内容とした監査基準の改訂等について、2020年3月に公表した監査基準及び中間監査基準の公開草案を踏まえ、審議し、監査部会として改訂案をとりまとめた。

2. 企業会計審議会・第7回会計部会（2020年11月6日開催）

第48回監査部会でとりまとめられた改訂案を踏まえ、「その他の記載内容」に係る監査人の手続の明確化及びリスク・アプローチの強化を内容とする監査基準等の改訂を行った。

また、2020年9月に最終化された国際的な品質管理に関する基準の改訂等を踏まえ、我が国における監査に関する品質管理について、監査部会で審議することが了承された。

さらに、会計を巡る動向について、金融庁、企業会計基準委員会及び財務会計基準機構から最近の取組み状況等の報告があり、①IFRS任意適用企業の拡大促進、②国際的な意見発信の強化、③日本基準の高品質化、④国際的な会計人材の育成の4つの課題について議論を行った。

3. 第49回監査部会（2021年2月4日開催）

国際的な品質管理に関する基準の改訂を踏まえ、我が国における監査に関する品質管理の課題等について審議を行った。

4. 第50回監査部会（2021年3月22日開催）

監査に関する品質管理の実務上の課題等を把握するため、監査法人及び日本公認会計士協会から説明を受け、これらを踏まえ、我が国の監査に関する品質管理について、審議を行った。

5. 第51回監査部会（2021年4月26日開催）

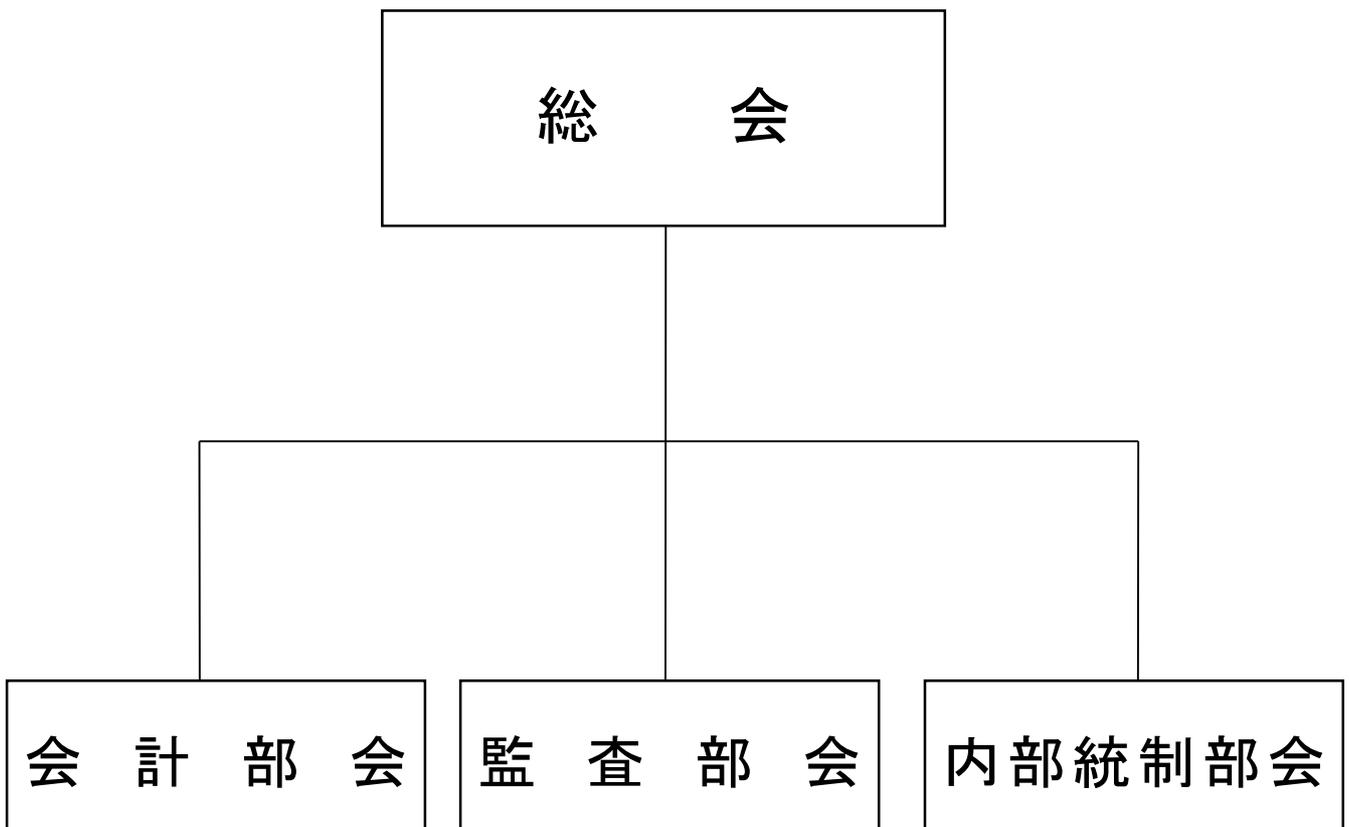
「監査に関する品質管理基準」の改訂について、国際的な品質管理に関する基準や我が国の監査を取り巻く状況を踏まえ、リスク・アプローチに基づく品質管理システムの導入について、審議を行った。

6. 第52回監査部会（2021年6月16日開催）

これまで議論されたリスク・アプローチに基づく品質管理システムの導入について、「監査に関する品質管理基準」の公開草案を取りまとめ、公表し、広く一般に意見募集を行うことが了承された。

これを踏まえ、2021年6月30日に監査に関する品質管理基準の改訂に関する公開草案を公表した。

企業会計審議会の組織



第4節 金融トラブル連絡調整協議会

I 経緯

金融トラブル連絡調整協議会（座長：神作裕之 東京大学大学院法学政治学研究科教授）は、金融審議会答申（2000年6月）を踏まえ、業態の枠を超えた情報・意見交換等を行い、金融分野における裁判外紛争処理制度の改善につなげることを目的として、消費者団体、学識経験者、業界団体・自主規制機関、関係行政機関等の参加により、同年9月より開催しているものである。（別紙1参照）

II 議論の状況

2000年9月7日の第1回会合以降、これまで60回の協議会を開催してきた。

第59回金融トラブル連絡調整協議会

2021年1月7日、第59回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況（令和2年度上半期）及び「相談・苦情等への的確な対応・手続に向けた取組」等について報告・意見交換等を行った。

第60回金融トラブル連絡調整協議会

2021年6月11日、第60回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況（令和2年度）及び「迅速・円滑な紛争解決手続の提供に向けた取組・工夫」等について報告・意見交換等を行った。（別紙2、3参照）

金融トラブル連絡調整協議会委員名簿

令和3年6月11日現在

(消費者行政機関等)

消費者庁地方協力課長
 国民生活センター紛争解決委員会事務局長
 東京都消費生活総合センター所長
 日本司法支援センター本部第一事業部 情報提供課長

小堀 厚 司
 影山 武
 宮永 浩 美
 谷口 学

(消費者団体)

全国消費者団体連絡会政策スタッフ
 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会顧問
 全国消費生活相談員協会参与

大出 友記子
 唯根 妙子
 渡邊 千穂

(指定紛争解決機関)

全国銀行協会金融ADR部長
 信託協会信託相談所長
 生命保険協会生命保険相談所事務局長
 日本損害保険協会損害保険相談・紛争解決サポートセンター本部長
 保険オンブズマン専務理事
 日本少額短期保険協会事務局長
 証券・金融商品あっせん相談センター事務局長
 日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター長

小林 悟
 西川 紀之
 高橋 正国
 森脇 隆正
 小野 幸則
 大槻 正志
 丸野 雅人
 森 浩之

(業界団体・自主規制機関)

全国信用金庫協会業務管理部長
 全国信用組合中央協会しんくみ業務相談センター長
 全国労働金庫協会法務部長
 日本商品先物取引協会相談センター次長
 農林中央金庫総務部部長代理(農漁協系統金融機関代表)
 不動産証券化協会市場基盤ディビジョン(資格制度担当) 兼苦情相談室長
 日本資金決済業協会事務局長
 日本暗号資産取引業協会業務部長

染川 幸夫
 土屋 和雄
 菅谷 宏行
 関口 謙
 権藤 俊浩
 深津 明
 橋本 文夫
 長田 佳巳

(弁護士)

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
 東京合同法律事務所

斎藤 輝夫
 坂 勇一郎

(学識経験者)

【座長】 東京大学大学院法学政治学研究科教授
 東京大学大学院法学政治学研究科教授
 一般社団法人メディエーターズ代表理事
 上智大学法学部教授
 京都大学大学院法学研究科教授

沖野 眞己
 神作 裕之
 田中 圭子
 森下 哲朗
 山田 文

(金融当局)

金融庁企画市場局総務課長
 金融庁総合政策局総合政策課金融サービス利用者相談室長
 金融庁監督局総務課長
 経済産業省経済産業政策局産業資金課課長補佐
 厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課労働金庫業務室室長補佐
 国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課 不動産投資市場整備室課長補佐
 総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課長
 農林水産省経営局金融調整課組合金融調査官

野崎 英司
 横尾 則幸
 尾崎 有
 増本 龍憲
 小島 悟司
 井上 恵
 高田 義久
 佐々木 博

〔計38名〕

(事務局)

金融庁企画市場局総務課金融トラブル解決制度推進室長

今西 隆浩

〔合計39名〕

(敬称略、順不同)

指定紛争解決機関の苦情処理手続実施状況

(別紙2)

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

1. 苦情処理手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1) 苦情処理手続件数(当期の状況)						(2) 苦情処理手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)								(3) 苦情処理手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)				
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	不開始	解決	移行	不応諾	不調	移送	その他	計	1月未満	1月以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	155	781	▲22%	936	818	118	0	561	134	0	54	0	69	818	419	188	165	46	818
信託協会	1	7	増減なし	8	5	3	0	4	1	0	0	0	0	5	3	1	0	1	5
生命保険協会	295	1,105	2%	1,400	1,064	336	0	611	364	0	5	0	84	1,064	281	282	370	131	1,064
日本損害保険協会	1,445	3,598	▲6%	5,043	3,690	1,353	17	3,192	228	0	232	0	21	3,690	887	1,445	619	739	3,690
保険オンブズマン	18	133	▲17%	151	136	15	5	74	25	0	32	0	0	136	56	61	19	0	136
日本少額短期保険協会	6	55	6%	61	56	5	0	20	24	0	1	0	11	56	24	18	13	1	56
証券・金融商品 あっせん相談センター	110	801	▲18%	911	824	87	0	670	154	0	0	0	0	824	529	212	53	30	824
日本貸金業協会	2	19	▲5%	21	20	1	0	18	1	0	0	0	1	20	16	3	0	1	20
合計	2,032	6,499	▲9%	8,531	6,613	1,918	22	5,150	931	0	324	0	186	6,613	2,215	2,210	1,239	949	6,613

(注1) 各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2) 計数は速報値である。

【凡例】

- 不開始・・・手続が開始される前に苦情が解決したため、手続開始に至らなかったもの。
- 解決・・・手続開始後に苦情が解決したもの。
- 移行・・・苦情処理手続を実施したが、最終的に紛争解決手続へ移行したもの。
- 不応諾・・・金融機関が苦情処理手続に応じなかったもの。
- 不調・・・苦情処理手続を実施したが、申立人の納得が得られなかったもの(移行を除く)。
- 移送・・・指定紛争解決機関が、他の指定紛争解決機関の苦情処理手続に付することが適当と認めたもの。

指定紛争解決機関の紛争解決手続実施状況
(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(別紙3)

2. 紛争解決手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1) 紛争解決手続件数(当期の状況)						(2) 紛争解決手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)										(3) 紛争解決手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)					
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	成立		成立以外								計	1月未満	1月以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上	計
							和解	特別調停	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	不応諾	移送	その他								
全国銀行協会	75	148	▲13%	223	160	63	81	1	59	0	19	0	0	0	160	1	27	45	87	160		
信託協会	1	1	▲67%	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1		
生命保険協会	201	377	9%	578	350	228	38	66	229	0	17	0	0	0	350	17	57	161	115	350		
日本損害保険協会	185	413	0%	598	410	188	166	1	224	0	18	0	0	1	410	1	45	209	155	410		
保険オンブズマン	8	25	4%	33	24	9	12	0	11	0	1	0	0	0	24	0	7	11	6	24		
日本少額短期保険協会	7	24	71%	31	28	3	0	12	13	3	0	0	0	0	28	0	16	10	2	28		
証券・金融商品 あっせん相談センター	68	154	▲62%	222	173	49	111	0	58	0	3	0	0	1	173	0	53	95	25	173		
日本貸金業協会	1	6	50%	7	6	1	3	0	2	0	1	0	0	0	6	0	0	5	1	6		
合計	546	1,148	▲16%	1,694	1,152	542	412	80	596	3	59	0	0	2	1,152	19	205	537	39	1,152		

(注1) 各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2) 計数は速報値である。

- 【凡例】
- 和解・・・紛争解決委員が提示する和解案により解決したもの。
 - 特別調停・・・紛争解決委員が提示する特別調停案(和解案であって、金融機関が原則受け入れなければならないもの)により解決したもの。
 - 見込みなし・・・紛争解決委員が、紛争解決手続によっては、和解が成立する見込みがないと判断して終了したものなど。
 - 双方の離脱・・・紛争の当事者双方が、紛争解決手続によっては紛争の解決を図ることはしないこととして、合意により終了したもの。
 - 一方の離脱・・・紛争の当事者のいずれか一方が、申立ての取下げや手続からの離脱により終了したもの。
 - 不応諾・・・顧客の不応諾及び金融機関の正当な理由のある不応諾。
 - 移送・・・紛争解決委員が、他の指定紛争解決機関の紛争解決手続に付することが適当と認めたもの。